

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	平成25年8月23日提出
【計算期間】	第4期特定期間（自 平成24年11月27日 至 平成25年5月24日）
【ファンド名】	明治安田円戦略債券ファンド（毎月分配型）
【発行者名】	明治安田アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石川 昌秀
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門三丁目4番7号
【事務連絡者氏名】	谷口 嘉邦
【連絡場所】	東京都港区虎ノ門三丁目4番7号
【電話番号】	03-6731-4720
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

①明治安田円戦略債券ファンド（毎月分配型）（以下「当ファンド」ということがあります。）は、明治安田円戦略債券マザーファンド（以下「マザーファンド」ということがあります。）を通じて、日本を含む世界各国の国債および国際機関債（以下「国債等」といいます。）へ投資をすることにより、信託財産の中長期的な成長と安定的な収益の確保を目指して運用を行います。

（注）当ファンドは一般社団法人投資信託協会が定める分類方法において以下の通りとなっております。

■商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型	国 内	株 式
		債 券
	海 外	不動産投信
追加型	内 外	その他資産 （ ）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

<商品分類表（網掛け表示部分）の定義>

追加型

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

内外

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内および海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債券

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

■属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本含む)		
	年2回			
	年4回	日本		
債券 一般 国債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	北米	ファミリーファンド	あり (フルヘッジ)
	年12回 (毎月)	欧州		
		アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米	ファンド・オブ ・ファンズ	なし
その他資産（投資信託証券 (債券 公債))		アフリカ		
資産複合 ()		中近東 (中東)		
資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

＜属性区分表（網掛け表示部分）の定義＞

その他資産（投資信託証券（債券 公債））

目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信ではないその他資産である投資信託証券（親投資信託など）を通じて、主として日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に投資を行う旨の記載があるものをいいます。

年12回（毎月）

目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル（日本含む）

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。なお、「世界の資産」の中には「日本」を含みます。

ファミリーファンド

目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

為替ヘッジあり

目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注) 上記各表のうち網掛け表示のない商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス：<http://www.toushin.or.jp/>）で閲覧が可能です。

②信託金の限度額：1,000億円を上限とします。

ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

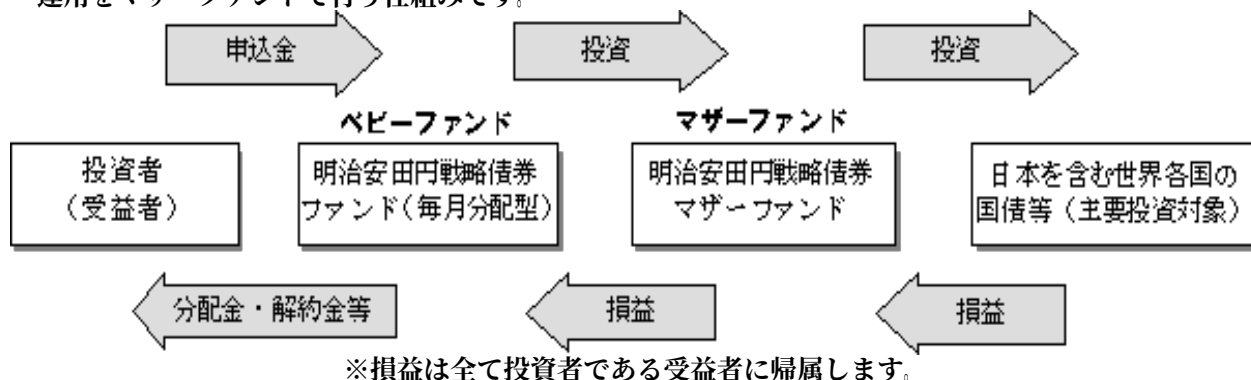
（2）【ファンドの沿革】

平成23年5月25日 信託契約の締結、ファンドの設定、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

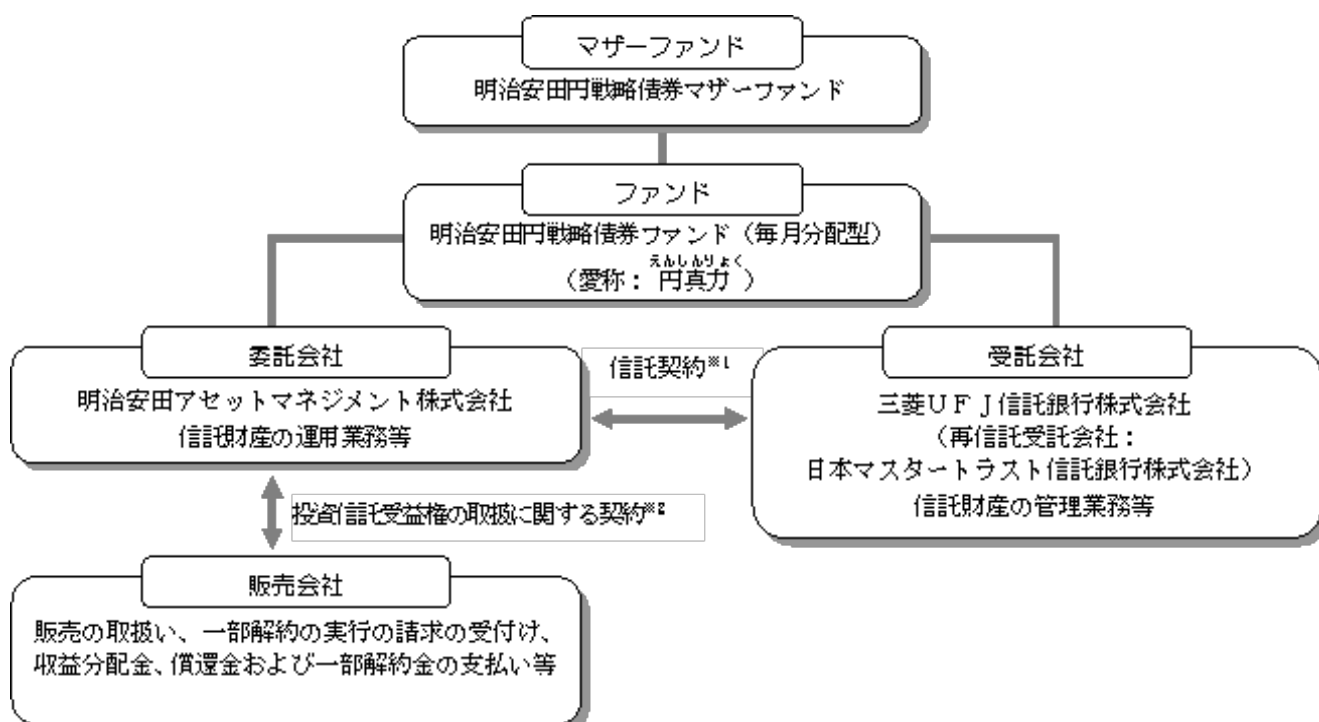
①ファンドの仕組み

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式とは、お客様からご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



②委託会社等及びファンドの関係法人

1. 委託会社（委託者）：明治安田アセットマネジメント株式会社
信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）及び運用報告書の作成等を行います。
2. 受託会社（受託者）：三菱UFJ信託銀行株式会社
信託財産の保管・管理業務等を行います。
（受託者は信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することがあります。）
3. 販売会社
ファンドの販売会社として募集・販売の取扱い、一部解約実行の請求の受付け、収益分配金、償還金等の支払い、運用報告書の交付等を行います。



※1 信託契約

委託会社と受託会社との間において「信託契約（信託約款）」を締結しており、委託会社及び受託会社の業務、受益者の権利、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託期間、償還等を規定しています。

※2 投資信託受益権の取扱いに関する契約

委託会社と販売会社との間において「投資信託受益権の取扱いに関する契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取扱い、収益分配金及び償還金の支払い、買取り及び解約の取扱い等を規定しています。

③委託会社等の概況

1. 資本金の額（本書提出日現在）：10億円

2. 委託会社の沿革：

昭和61年11月 コスモ投信株式会社設立
 平成10年10月 ディーアンドシーキャピタルマネジメント株式会社と合併、商号を「コスモ投
 信投資顧問株式会社」に変更
 平成12年2月 商号を「明治ドレスナー投信株式会社」に変更
 平成12年7月 明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社と合併、商号を「明治ドレス
 ナー・アセットマネジメント株式会社」に変更
 平成21年4月 商号を「MDAMアセットマネジメント株式会社」に変更
 平成22年10月 安田投信投資顧問株式会社と合併、商号を「明治安田アセットマネジメント株式
 会社」に変更

3. 大株主の状況（本書提出日現在）

氏名又は名称	住所	所有 株式数	発行済株式総数に対す る所有株式数の割合
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	17,539株	92.86%
アリアンツ・グローバル・ インベスターズ ゲー・ エム・バー・ハー	ドイツ,60323 フランクフルト・ アム・マイン,ボッケンハイマー・ ラントシュトラッセ 42-44	1,261株	6.68%
富国生命保険相互会社	東京都千代田区内幸町2-2-2	87株	0.46%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

①基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長と安定的な収益の確保を目指して運用を行います。

②投資対象

明治安田円戦略債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、日本を含む世界各国の国債および国際機関債に直接投資する場合があります。

③投資態度

1. マザーファンドを通じて、国債等へ投資をすることにより、信託財産の中長期的な成長と安定的な収益の確保を目指して運用を行います。
2. マザーファンド受益証券の組入比率は原則として高位を維持します。
3. 為替ヘッジはマザーファンドにおいて行うため、当ファンドにおいては原則として為替ヘッジを行いません。
4. 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

■ファンドの特色

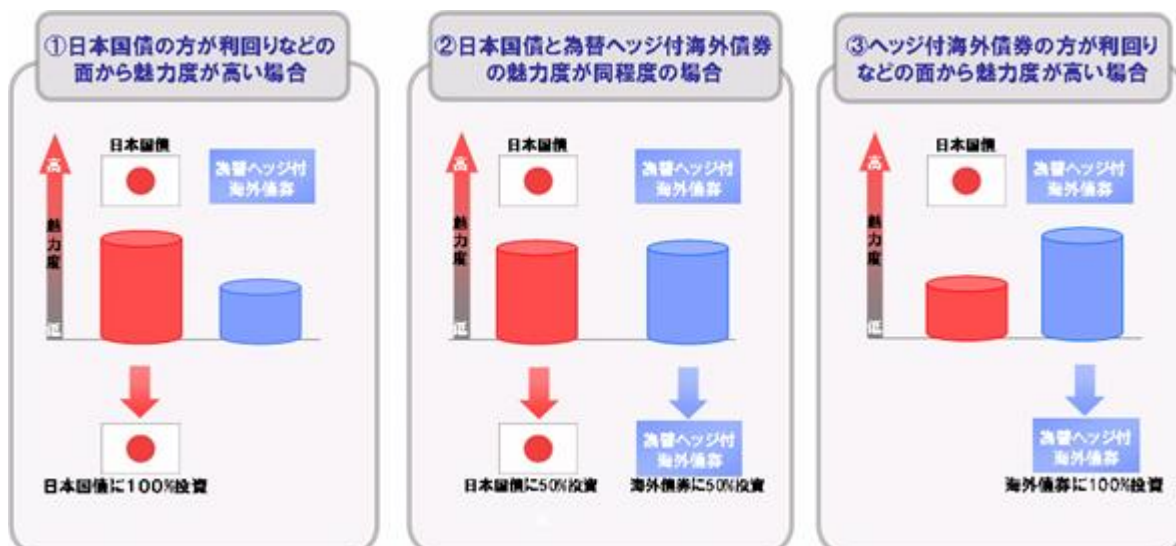
◆日本国債または為替ヘッジ付海外債券に投資します。

（海外債券に投資する際は、主に国債に投資しますが、一部国際機関債に投資することもあります。）

日本国債および海外の債券市場の金利動向等を勘案し、以下①～③のいずれかの投資配分にするかを決定します。

①～③の投資配分決定は、原則として、毎月1回行います。

- ①日本国債 100%
- ②日本国債 50% + 為替ヘッジ付海外債券 50%（海外債券は2カ国に25%ずつ投資）
- ③為替ヘッジ付海外債券 100%（海外債券は2カ国に50%ずつ投資）



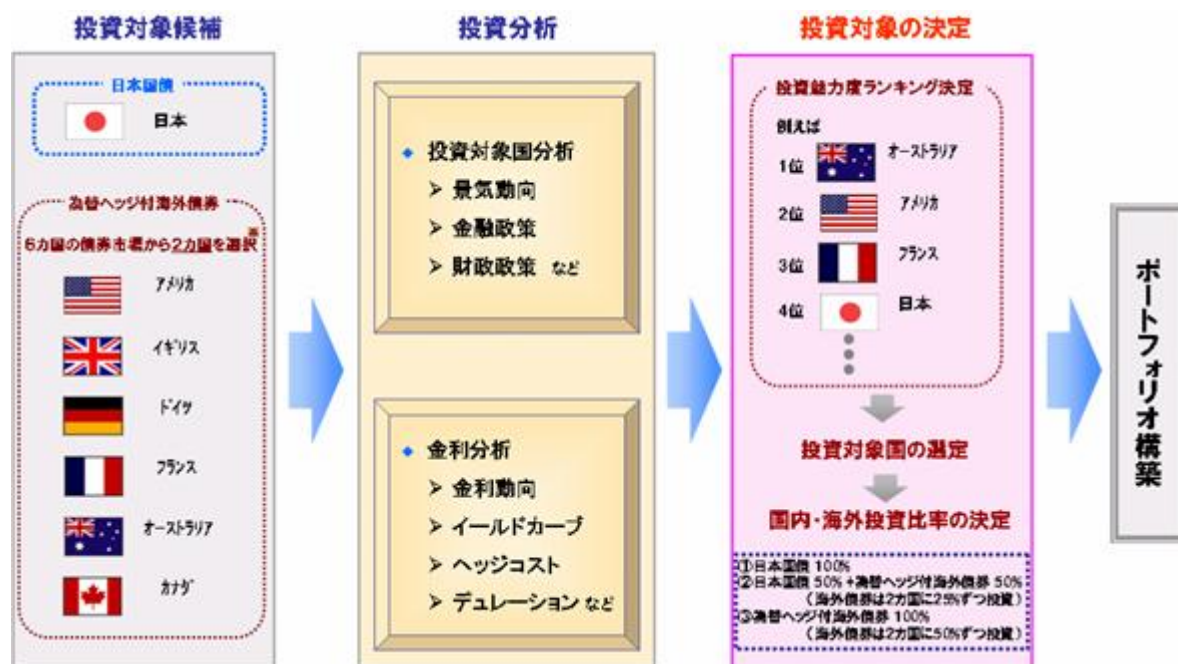
※上記は、投資配分をイメージ化したものであり、実際の投資配分は運用プロセスを経て決定されます。

◆外貨建債券に投資を行う場合は、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ります。

◆毎月24日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益配分方針に基づいて分配を行います。

※収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

■運用プロセス



※原則として、投資する国債等は取得時においてA格相当以上の格付けを取得しているものと定めておりますが、当面、投資対象候補となる海外債券は、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、オーストラリア、カナダの6カ国の国債、またはそれぞれの国の通貨建ての国際機関債とします。

※上記は、運用プロセスをイメージ化したものです。

■参考 マザーファンドの概要

明治安田円戦略債券マザーファンド

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長と安定的な収益の確保を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本を含む世界各国の国債および国際機関債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①主として、世界各国の国債等へ投資をすることにより、信託財産の中長期的な成長と安定的な収益の確保を目指して運用を行います。

②原則として、投資する国債等は取得時においてA格相当※以上の格付けを取得しているものに限りします。

③グローバルなマクロ環境、財政・金融政策分析、金利・イールドカーブ分析に基づき、日本と海外の投資比率、投資対象国の選定、デュレーション調整を実施のうえ投資を行うことを基本とします。

④ポートフォリオのデュレーションは10年以内とすることを基本とします。

⑤外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより、為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

⑥世界各国の国債等について、カントリーリスク・市場リスク等が増大する場合には、日本国債等に100%投資する場合があります。

⑦資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

※格付けとは、債券などの元本および利息の支払能力などを専門的な第三者（格付会社）が公表したものです。格付けが高い債券ほど安全性が高くなります。一方、発行体にとっては格付けが高いほど有利な条件で発行ができるため、一般的に、格付けが高い債券ほど利回りは低く、格付けが低い債券ほど利回りは高くなります。

(3) 投資制限

①株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券、新株引受権証券および新株予約権証券の権利行使により取得した株券、社債権者割当または株主割当により取得した株券および優先株券に限るものとし、株式への直接投資は行いません。

②株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

③外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

④新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑤同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑥同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑦同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑧投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑨外国為替予約取引等の利用はヘッジ目的に限定します。

⑩デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

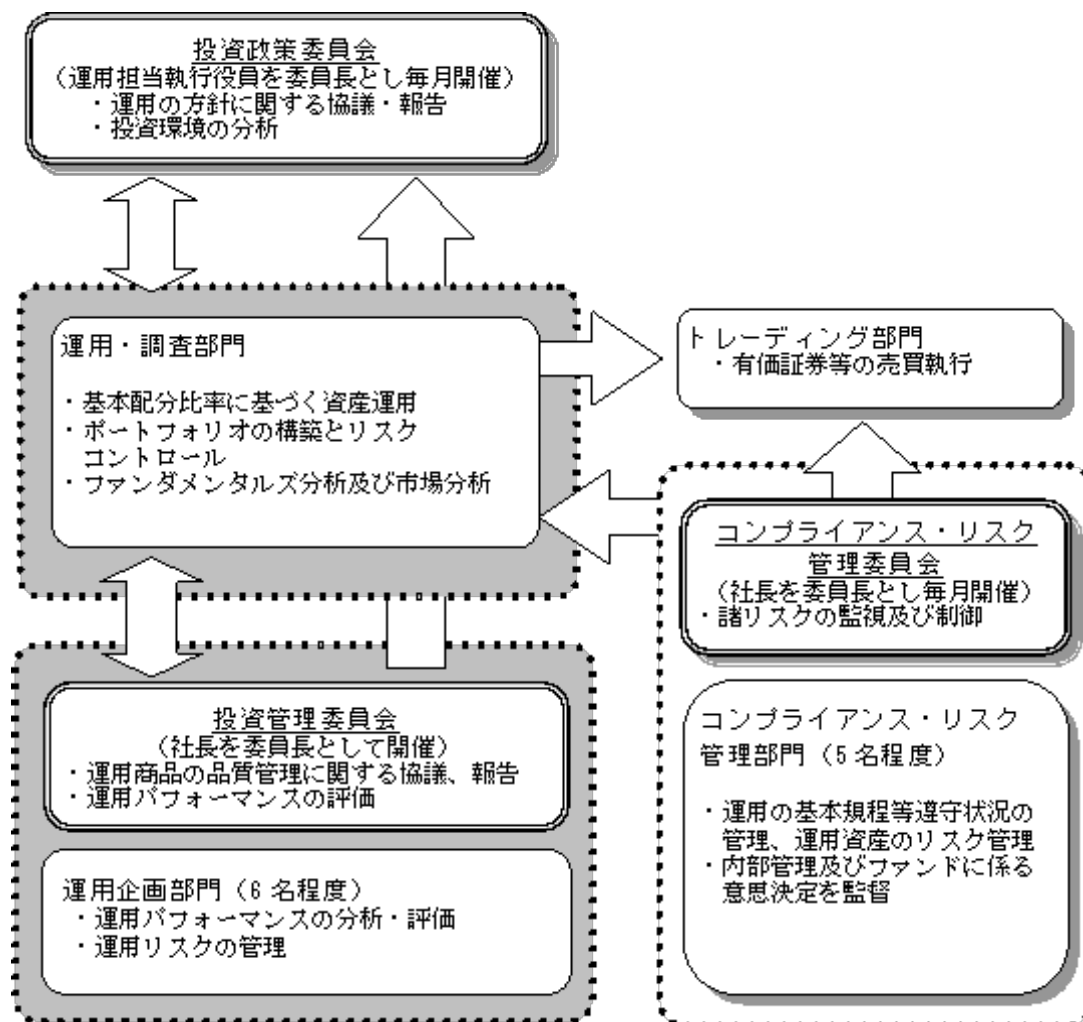
（２）【投資対象】

- ①この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
- 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいい、以下同じ。）
 - 有価証券
 - デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条および第25条に定めるものに限ります。）
 - 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
 - 次に掲げる特定資産以外の資産
 - 為替手形
- ②委託会社は、信託金を、明治安田円戦略債券マザーファンド受益証券のほか、次の有価証券に投資することを指図します。
- 転換社債の転換および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券、新株引受権証券および新株予約権証券の権利行使により取得した株券、社債権者割当または株主割当により取得した株券および優先株券
 - 国債証券
 - 地方債証券
 - 特別の法律により法人の発行する債券
 - 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 - 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 - 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 - 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 - コマーシャル・ペーパー
 - 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 - 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から11.の証券または証書の性質を有するもの
 - 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
 - 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 - 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 - 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 外国の者に対する権利で前21.の有価証券の性質を有するもの
- なお、1.の証券、12.ならびに17.の証券または証書のうち1.の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券および12.ならびに17.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものおよび14.に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、13.および14.の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。
- ③委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
- 預金
 - 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - コール・ローン
 - 手形割引市場において売買される手形
 - 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの
 - 流動性のある外国の者に対する貸付債権

（３）【運用体制】

当ファンドの委託会社における運用体制は以下の通りです。

- ①投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。
- ②ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。
- ③ファンドに関する運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、運用企画部が行います。
- ④投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。



- ファンド運用に関する社内規程として、「投資一任契約および信託財産の運用業務に関する基本規程」及び基本規程に付随する細則等の取扱い基準を設けております。
- ファンドの関係法人に対する管理は、管理関連部門において適正に管理しております。

※ファンドの運用体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。

<受託会社に対する管理体制>

当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

（４）【分配方針】

①収益分配方針

毎月24日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
2. 収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
3. 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。



※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

②収益の分配方式

1. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- i. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- ii. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 毎計算期末において信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

③収益分配金の支払い

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から（原則として決算日から起算して5営業日までに）、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。収益分配金の支払いは、販売会社において行います。なお、分配金再投資コースでお申込みの受益権に係る収益分配金は、原則として税金を差し引いた後、決算日の基準価額で翌営業日に自動的に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

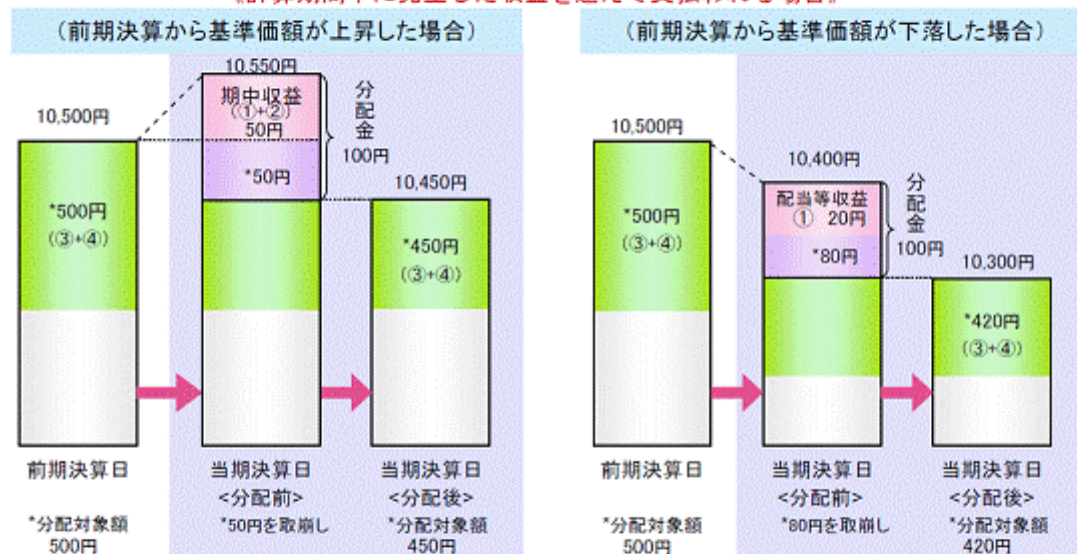
《投資信託で分配金が支払われるイメージ》



※上記は投資信託での分配金の支払いをイメージ図にしたものです。

- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

《計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合》



（注）分配対象額は、①経費控除後の配当等収益、②経費控除後の評価益を含む売買益、③分配準備積立金、④収益調整金です。

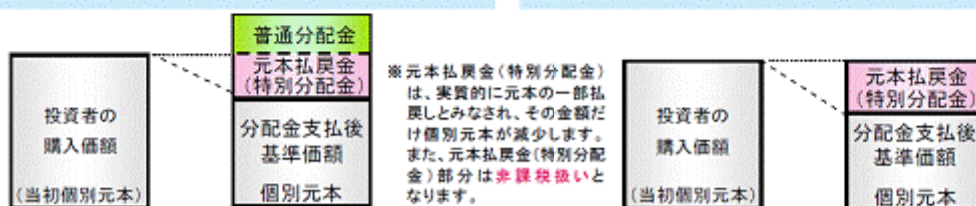
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりりが小さかった場合も同様です。

（分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合）

（分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合）



普通分配金：個別元本（投資者（受益者）のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者（受益者）の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

（注）普通分配金に対する課税については、後掲「4 手数料等及び税金（5）課税上の取扱い」をご参照ください。

（５）【投資制限】**①株式への投資制限（約款 運用の基本方針）**

株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限り、）の行使により取得した株券、新株引受権証券および新株予約権証券の権利行使により取得した株券、社債権者割当または株主割当により取得した株券および優先株券に限るものとし、株式への直接投資は行いません。

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

※実質投資割合とは、当ファンドが保有するある種類の資産の評価額が当ファンドの純資産総額に占める比率（「組入比率」といいます。）と、当該同一種類の資産のマザーファンドにおける組入比率に当該マザーファンド受益証券の当ファンドにおける組入比率を乗じて得た率を合計したものをいいます（以下同じ。）。

②外貨建資産への投資制限（約款 運用の基本方針）

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

③新株引受権証券等への投資制限（約款 運用の基本方針）

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④同一銘柄の株式への投資制限（約款 運用の基本方針）

同一銘柄の株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑤同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限（約款 運用の基本方針）

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑥同一銘柄の転換社債等への投資制限（約款 運用の基本方針）

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑦投資信託証券への投資制限（約款 運用の基本方針）

投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑧投資する株式等の範囲（約款第19条）

1. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

2. 上記1. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができますものとし、

⑨信用取引の指図範囲（約款第21条）

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができますものとし、

2. 上記1. の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2. の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとし、

⑩先物取引等の運用指図・目的・範囲（約款第22条）

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）、ならびに外国の金融取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

2. 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

3. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑪スワップ取引の運用指図・目的・範囲（約款第23条）

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

3. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相

当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

4. 上記3. においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
5. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
6. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑫金利先渡し取引および為替先渡し取引の運用指図（約款第25条）

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡し取引および為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 委託会社は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑬有価証券の空売りの指図範囲（約款第26条）

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない有価証券または借入れた有価証券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 上記1. の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2. の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

⑭有価証券の借入れ（約款第27条）

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。
2. 上記1. の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2. の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
4. 上記1. の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

⑮有価証券の貸付けの指図および範囲（約款第28条）

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
 - i) 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - ii) 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
2. 上記 i)～ii) に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑯特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第29条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑰外国為替予約取引の指図および範囲（約款第30条）

1. 委託会社は、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
2. 上記1. の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
3. 上記2. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
4. 上記2. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑱資金の借入れ（約款第36条）

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約に伴う支払資金の手当てのためにの借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の

売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

3. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

■法律等で規制される投資制限

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」等関係法令を遵守し、受益者のため忠実に、また受益者に対し善良な管理者の注意をもって、投資信託財産の運用の指図その他の業務を遂行しなければなりません。関係法令に定める主なものは以下の通りです。

＜同一株式の投資制限＞

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

＜投資運用業に関する禁止行為＞

運用財産に関し、あらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

（１）ファンドのリスクと留意点

ファンドは、直接あるいはマザーファンドを通じて、日本を含む世界各国の国債等、値動きのある証券に投資します（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）ので、基準価額は変動します。したがって、金融機関の預金等と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

1. 値動きの主な要因

①債券価格変動リスク

債券（公社債等）の価格は、金融情勢・金利変動および信用度等の影響を受けて変動します。一般に債券の価格は、市中金利の水準が上昇すると下落します。保有する債券価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

②為替変動リスク

外貨建資産への投資については、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図りますが、当該リスクを完全に排除できるものではありません。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

2. その他の留意点

●投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。

●有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ない場合、希望する時期・価格・数量による売買ができなくなることがあります。

●当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式には運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドにおいて他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う売買等を行う場合には、当ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。

●資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。

●収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

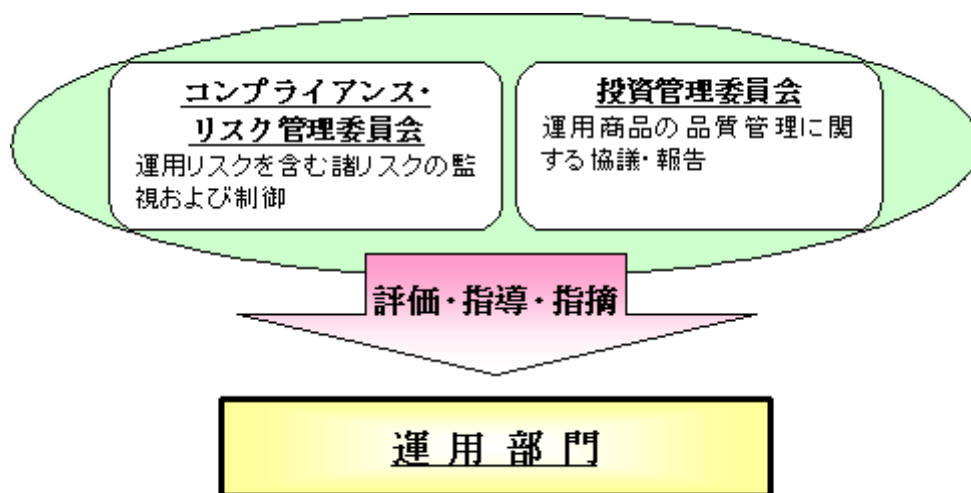
分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

（２）リスク管理体制

ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。

- ①コンプライアンス・リスク管理委員会は、法令諸規則・社内規程等の遵守状況、運用資産のリスク管理状況等を把握・管理し、必要に応じて指示・指摘を行います。
- ②投資管理委員会は、運用パフォーマンスの評価・分析、トレーディング分析、運用スタイル・運用方針との整合性、投資信託財産の運用リスク等を把握・管理し、必要に応じて指導・指摘を行います。



※ファンドのリスク管理体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じた額に、3.15%(税抜3.0%)を上限として、販売会社が別途定める料率を乗じて得た額とします。

詳しくは販売会社または下記へお問い合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>

収益分配金を再投資する場合、収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

（２）【換金（解約）手数料】

解約手数料および信託財産留保額はありません。

（３）【信託報酬等】

- ①信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.525%（税抜0.50%）の率を乗じて得た額とします。信託報酬における委託会社、販売会社、受託会社間の配分については以下の通りとします。

（年率）

合計	委託会社	販売会社	受託会社
0.525%(税抜0.50%)	0.21%(税抜0.20%)	0.2835%(税抜0.27%)	0.0315%(税抜0.03%)

販売会社への配分については、委託会社が委託者報酬として信託財産から一旦収受した後、販売会社が行う業務に対する代行手数料として販売会社に支払われます。

- ②信託報酬および信託報酬に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁します。

（４）【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

- ①信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に係る監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額および受託会社の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ②信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中から支弁します。
- ③ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額、ならびに先物・オプション取引に要する費用、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用等は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

※その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆様の保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

①個人、法人別の課税の取扱いについて

1) 個人の受益者に対する課税

＜収益分配金の課税＞

収益分配金のうち普通分配金が配当所得として課税されます。

原則として、以下の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することもできます。

時期	税率
平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7.147%および地方税3%）
平成26年1月1日以降	20.315%（所得税15.315%および地方税5%）

＜一部解約時および償還時の課税＞

一部解約時および償還時の譲渡益（一部解約の価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益）が譲渡所得として課税されます。

原則として、以下の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、以下の税率で源泉徴収され、申告は不要となります。

時期	税率
平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7.147%および地方税3%）
平成26年1月1日以降	20.315%（所得税15.315%および地方税5%）

＜損益通算について＞

一部解約時および償還時の損失については、確定申告等により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）と損益通算も可能となります。また、一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等との譲渡損との相殺が可能となります。

2) 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率で源泉徴収されます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

時期	税率
平成25年12月31日まで	7.147%（所得税のみ）
平成26年1月1日以降	15.315%（所得税のみ）

②個別元本について

- 1) 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 2) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一の販売会社であっても複数口座で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該口座毎に、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

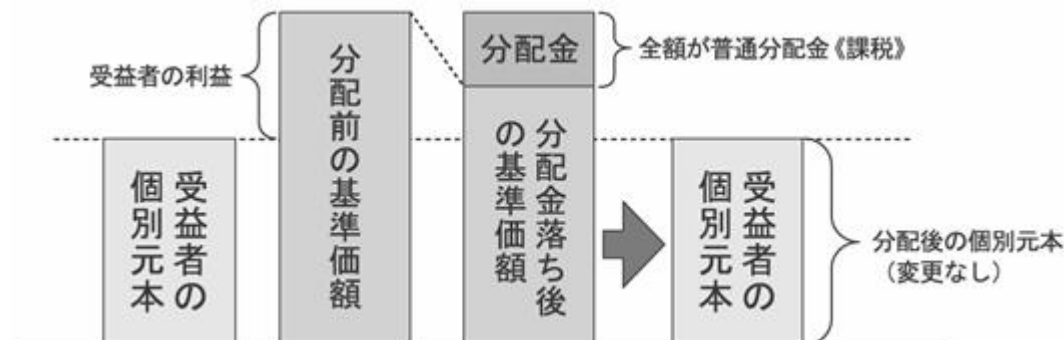
- 4) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

③収益分配金について

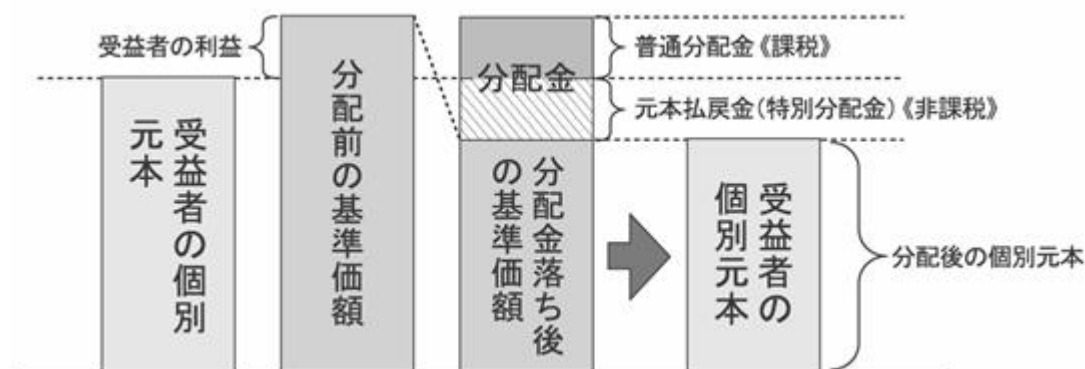
収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分）があります。

- 1) 収益分配金落ち後の基準価額が、当該受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- 2) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、収益分配金の発生時に、その個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額がその後の受益者の個別元本となります。

1) の場合



2) の場合



※上記の図はイメージ図であり、個別元本、基準価額および分配金の各水準等を示唆するものではありません。

※課税上は、株式投資信託として取扱われます。

※当ファンドは配当控除、益金不算入制度の適用対象外です。

※公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象です（平成26年1月1日以降）。

＜少額投資非課税制度（NISA）をご利用の場合＞

少額投資非課税制度（NISA）は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になることができるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

※税法が改正された場合等は、上記内容が変更されることがあります。課税上の取扱いの詳細は、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5【運用状況】

以下は平成25年6月28日現在の運用状況です。

※投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

※投資比率の合計は四捨五入の関係で合わない場合があります。

（１）【投資状況】

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
明治安田円戦略債券マザーファンド受益証券	528,990,816	97.28
コール・ローン、その他資産(負債控除後)	14,768,484	2.72
合計(純資産総額)	543,759,300	100.00

（参考）マザーファンドの投資状況

明治安田円戦略債券マザーファンド

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	258,880,600	48.94
	フランス	126,790,507	23.97
	アメリカ	49,015,557	9.27
小計		434,686,664	82.17
特殊債券	国際機関	74,271,790	14.04
コール・ローン、その他資産(負債控除後)		20,040,280	3.79
合計(純資産総額)		528,998,734	100.00

（２）【投資資産】**①【投資有価証券の主要銘柄】****1.上位銘柄**

順位	銘柄名	国名／業種 種類	数量 (口)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価価額 単価 (円)	評価価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	明治安田円戦略債券 マザーファンド	日本／ 親投資信託受益証券	505,244,333	1.0470	528,990,816	1.0470	528,990,816	97.28

2.種類別の投資比率

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	97.28
合計	97.28

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（参考）マザーファンドの投資資産
明治安田円戦略債券マザーファンド

①投資有価証券の主要銘柄

1. 上位銘柄

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還 期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	第3 2 8 回利付国債 1 0 年	91,000,000	97.82	89,019,840	97.84	89,038,040	0.6	2023年3月20日	16.83
2	日本	国債証券	第3 0 8 回利付国債 1 0 年	77,000,000	104.63	80,569,720	104.96	80,820,740	1.3	2020年6月20日	15.28
3	国際機関	特殊債券	EUROPEAN INVT BK 4%	700,000	11,316.16	79,213,121	10,610.25	74,271,790	4	2021年2月16日	14.04
4	フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 4.25%	495,000	14,870.92	73,611,058	14,581.72	72,179,556	4.25	2017年10月25日	13.64
5	日本	国債証券	第1 0 9 回利付国債 5 年	57,000,000	98.77	56,298,900	99.13	56,509,230	0.1	2018年3月20日	10.68
6	フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 8.5%	275,000	20,584.33	56,606,925	19,858.52	54,610,951	8.5	2023年4月25日	10.32
7	日本	国債証券	第1 4 3 回利付国債 2 0 年	33,000,000	98.88	32,631,720	98.52	32,512,590	1.6	2033年3月20日	6.15
8	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 8.125%	225,000	14,006.71	31,515,101	13,598.48	30,596,597	8.125	2019年8月15日	5.78
9	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 4.5%	165,000	11,339.82	18,710,705	11,163.00	18,418,960	4.5	2017年5月15日	3.48

2. 種類別の投資比率

種類	投資比率 (%)
国債証券	82.17
特殊債券	14.04
合計	96.21

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

種類	売建 ／ 買建	通貨	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率(%)
為替予約取引	売建	ドル	1,242,796.72	125,506,188	122,490,044	△23.16
		ユーロ	978,633.20	128,976,124	125,773,938	△23.78

(3) 【運用実績】**① 【純資産の推移】**

期別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	分配落	分配付	分配落	分配付
第1期特定期間末（平成23年11月24日）	519,096,440	519,351,136	10,190	10,195
第2期特定期間末（平成24年5月24日）	533,988,984	534,248,502	10,288	10,293
第3期特定期間末（平成24年11月26日）	547,878,296	550,543,303	10,279	10,329
第4期特定期間末（平成25年5月24日）	553,351,518	554,997,420	10,086	10,116

	純資産総額（円）	1万口当たり純資産額（円）
平成24年6月末日	526,148,284	10,319
平成24年7月末日	528,553,719	10,342
平成24年8月末日	530,378,910	10,339
平成24年9月末日	531,440,355	10,326
平成24年10月末日	538,489,215	10,282
平成24年11月末日	551,244,469	10,339
平成24年12月末日	565,708,440	10,321
平成25年1月末日	568,848,322	10,110
平成25年2月末日	578,807,098	10,170
平成25年3月末日	576,565,408	10,176
平成25年4月末日	589,582,646	10,238
平成25年5月末日	552,590,183	10,043
平成25年6月末日	543,759,300	9,911

② 【分配の推移】

	1万口当たり税込み分配金(円)
第1期特定期間（平成23年5月25日から平成23年11月24日まで）	20
第2期特定期間（平成23年11月25日から平成24年5月24日まで）	30
第3期特定期間（平成24年5月25日から平成24年11月26日まで）	135
第4期特定期間（平成24年11月27日から平成25年5月24日まで）	240

③ 【収益率の推移】

	収益率（％）
第1期特定期間（平成23年5月25日から平成23年11月24日まで）	2.10
第2期特定期間（平成23年11月25日から平成24年5月24日まで）	1.26
第3期特定期間（平成24年5月25日から平成24年11月26日まで）	1.22
第4期特定期間（平成24年11月27日から平成25年5月24日まで）	0.46

(注)「収益率」とは特定期間末の基準価額(当該特定期間中の分配金累計額を加算した額)から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額(分配落ちの額、以下「前特定期間末基準価額」)を控除した額を前特定期間末基準価額で除して得た数値に100を乗じて得た数値です。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1期特定期間（平成23年5月25日から平成23年11月24日まで）	519,598,889	10,205,858
第2期特定期間（平成23年11月25日から平成24年5月24日まで）	22,353,568	12,710,588
第3期特定期間（平成24年5月25日から平成24年11月26日まで）	30,553,693	16,588,186
第4期特定期間（平成24年11月27日から平成25年5月24日まで）	99,842,873	84,210,337

※設定数量には当初申込期間中の販売口数を含みます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

1. 取得申込の際には、販売会社取引口座を開設していただきます。
※販売会社と販売会社以外の取次会社が取次契約を結ぶことにより、当該取次会社がファンドの取扱いを当該販売会社に取次ぐ場合があります。
2. 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
3. 取得価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
取得申込者は、申込代金（申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に申込手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額）を、販売会社の指定した期日までに販売会社に支払うものとします。
基準価額は、販売会社または下記へお問い合わせください。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。
明治安田アセットマネジメント株式会社
電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）
ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>
4. 申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じた額に、3.15%（税抜3.0%）を上限として、販売会社が別途定める料率を乗じて得た額とします。
詳しくは販売会社または下記へお問い合わせください。
明治安田アセットマネジメント株式会社
電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）
ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>
分配金再投資コースの場合、収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。
5. 申込単位は、販売会社が定める単位とします。
※自動継続投資契約に基づく収益分配金の再投資については、1口単位とします。
6. ファンドのお申込みには、収益の分配が行われる毎に分配金を受益者に支払う「分配金受取りコース」と、分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料でファンドに再投資する「分配金再投資コース」があります。分配金の受取方法を途中で変更することはできません。
※「分配金再投資コース」では、自動継続投資契約を販売会社と結びます。
※販売会社によりどちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。
※「分配金再投資コース」で当ファンドの取得申込みをする場合であっても、販売会社によっては、分配金を定期的に受取るための定期引出契約（販売会社により異なる名称を用いる場合があります。）または「分配金出金」に関する契約を締結することにより、分配金を受取ることができる場合があります。
詳しくは販売会社へお問い合わせください。
7. 申込期間中における取得申込の受付時間は、原則として午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。
※ただし、ニューヨークの銀行、ニューヨーク証券取引所、ロンドンの銀行およびロンドン証券取引所のいずれかが休業日の場合（以下「申込不可日」といいます。）は、購入・換金の申込の受付を行いません。（申込不可日は、販売会社または委託会社において確認することができます。）
8. 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込の受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付を取消することができます。

2【換金（解約）手続等】

信託の一部解約（解約請求制）

1. 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
2. 一部解約の価額（解約価額）は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。また、当該金額は請求を受けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。
基準価額は、販売会社または下記へお問い合わせください。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。
明治安田アセットマネジメント株式会社
電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）
ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>
3. 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
4. 換金手数料および信託財産留保額はありません。
5. 換金単位は、販売会社が定める単位とします。
※自動継続投資契約に係る受益権については1口の整数倍をもって一部解約の実行を請求することができます。
6. 一部解約の実行の請求の受付時間は、原則として午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受け付けとなります。
※ただし申込不可日には、購入・換金の申込の受付を行いません。（申込不可日については、前記「1 申込（販売）手続等」をご覧ください。申込不可日は、販売会社または委託会社において確認することができます。）
7. 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取消することができます。
8. 上記により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして上記の規定に準じて計算された価額とします。
9. 信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

①基準価額の算出

基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。当ファンドは便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されます。

②組入資産の評価

資産の種類	評価方法
親投資信託受益証券 公社債等	基準価額計算日の基準価額で評価します。 原則として、基準価額計算日 [※] における以下のいずれかの価額で評価します。 ①日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値) ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除きます。） ③価格情報会社の提供する価額 ※外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行います。 また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額につきましては、販売会社または下記へお問い合わせください。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120—565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>

（2）【保管】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（3）【信託期間】

平成23年5月25日から平成33年5月24日までとします。

ただし、信託約款の規定により、延長または償還となることがあります。

（4）【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎月25日から翌月24日までとすることを原則とします。

ただし、各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは、その翌営業日を当該計算期間終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。また、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間終了日とします。

（５）【その他】

①信託の終了および繰上償還条項

1. 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときあるいはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、上記1. の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
3. 上記2. の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 上記2. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
5. 上記2. から4. までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記2. から4. までの手続を行うことが困難な場合においては適用しません。

②信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

③委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、「⑦信託約款の変更等」の書面決議が否決された場合を除き、この信託は、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

④受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益会社は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「⑦信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益会社は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。

委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑤償還金について

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日までに）、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

⑥委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

1. 委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
2. 委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑦信託約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は、本項に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
2. 委託会社は、上記1. の事項のうちその内容が重要なもの（変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
3. 上記2. の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 上記2. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であつて、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
5. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
6. 上記2. から5. までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
7. 上記各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
8. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

⑧反対者の買取請求権

信託契約の解約またはその内容が重大な信託約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該信託契約の解約またはその内容が重大な約款変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。ただし、当該買取請求の内容および買取請求の手續事項は、上記「①信託の終了および繰上償還条項」および「⑦信託約款の変更等」に規定する書面に付記します。

⑨運用報告書

委託会社は、法令の定めるところにより、期中の運用経過の他、信託財産の内容、有価証券売買状況等を記載した運用報告書を、5月および11月の計算期間終了後および償還時に作成のうえ、販売会社を通じて、信託財産に係る知れている受益者に交付します。

⑩公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
<http://www.myam.co.jp/>
2. 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑪関係法人との契約の更改等に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結された販売契約は、原則として契約期間満了日の3ヵ月前までに委託会社および販売会社いずれかより別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

（１）収益分配金請求権

- ①受益者は委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
- ②収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から（原則として決算日から起算して5営業日までに）、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。
- ③収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。
- ④受益者が、収益分配金についてその支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。
- ⑤分配金再投資コースにお申込みされている受益者の収益分配金については、販売会社を通じて、自動継続投資契約に基づき、原則として税控除後、決算日の基準価額で翌営業日に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（２）償還金請求権

- ①受益者はファンドに係る償還金を持分に応じて請求する権利を有します。
- ②償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに）、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。
- ③償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。
- ④受益者が、信託終了による償還金についてその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

（３）受益権の買取請求権

信託契約の解約またはその内容が重大な信託約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該信託契約の解約またはその内容が重大な約款変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取のべき旨を請求することができます。ただし、当該買取請求の内容および手続事項は、上記1 資産管理等の概要（５）その他「①信託の終了および繰上償還条項」および「⑦信託約款の変更等」に規定する書面に付記します。

（４）信託の一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を販売会社を通して委託会社に請求することができます。一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。

（５）帳簿閲覧謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に、当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- （1） 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- （2） 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- （3） 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期特定期間（平成24年11月27日から平成25年5月24日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

明治安田円戦略債券ファンド（毎月分配型）

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第3期特定期間末 (平成24年11月26日現在)	第4期特定期間末 (平成25年5月24日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	9,103,121	18,022,829
親投資信託受益証券	545,606,196	537,226,299
未収利息	14	14
流動資産合計	554,709,331	555,249,142
資産合計	554,709,331	555,249,142
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	2,665,007	1,645,902
未払解約金	3,904,296	—
未払受託者報酬	15,550	14,956
未払委託者報酬	243,600	234,286
その他未払費用	2,582	2,480
流動負債合計	6,831,035	1,897,624
負債合計	6,831,035	1,897,624
純資産の部		
元本等		
元本	533,001,518	548,634,054
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	14,876,778	4,717,464
（分配準備積立金）	20,826,450	15,796,570
元本等合計	547,878,296	553,351,518
純資産合計	547,878,296	553,351,518
負債純資産合計	554,709,331	555,249,142

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第３期特定期間 （自 平成24年５月25日 至 平成24年11月26日）	第４期特定期間 （自 平成24年11月27日 至 平成25年５月24日）
営業収益		
受取利息	1,901	2,573
有価証券売買等損益	7,955,640	4,050,103
営業収益合計	7,957,541	4,052,676
営業費用		
受託者報酬	85,364	87,929
委託者報酬	1,337,279	1,377,476
その他費用	14,168	14,595
営業費用合計	1,436,811	1,480,000
営業利益又は営業損失（△）	6,520,730	2,572,676
経常利益又は経常損失（△）	6,520,730	2,572,676
当期純利益又は当期純損失（△）	6,520,730	2,572,676
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	1,844	△246,413
期首剰余金又は期首欠損金（△）	14,952,973	14,876,778
剰余金増加額又は欠損金減少額	920,230	2,155,801
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	920,230	2,155,801
剰余金減少額又は欠損金増加額	480,988	1,814,497
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	480,988	1,814,497
分配金	7,034,323	13,319,707
期末剰余金又は期末欠損金（△）	14,876,778	4,717,464

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	当ファンドの特定期間は、前期末が休日のため、平成24年11月27日から平成25年5月24日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第3期特定期間末 (平成24年11月26日現在)	第4期特定期間末 (平成25年5月24日現在)
1. 特定期間の末日における受益権の総数 533,001,518口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 548,634,054口
2. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0279円 (10,000口当たり純資産額) (10,279円)	2. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0086円 (10,000口当たり純資産額) (10,086円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第3期特定期間 (自 平成24年5月25日 至 平成24年11月26日)			第4期特定期間 (自 平成24年11月27日 至 平成25年5月24日)		
分配金の計算過程 第11期（平成24年5月25日から平成24年6月25日まで） 計算期間末における分配対象額21,775,403円(10,000口当たり427円37銭)のうち、254,748円（10,000口当たり5円00銭）を分配金額としております。			分配金の計算過程 第17期（平成24年11月27日から平成24年12月25日まで） 計算期間末における分配対象額25,714,667円(10,000口当たり470円84銭)のうち、2,184,481円（10,000口当たり40円00銭）を分配金額としております。		
項目		金額または口数	項目		金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A	995,022円	配当等収益額（費用控除後）	A	1,995,981円
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円	有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円
収益調整金額	C	897,870円	収益調整金額	C	3,093,086円
分配準備積立金額	D	19,882,511円	分配準備積立金額	D	20,625,600円
分配対象額（A+B+C+D）	E	21,775,403円	分配対象額（A+B+C+D）	E	25,714,667円
期末受益権口数	F	509,496,113口	期末受益権口数	F	546,120,488口
10,000口当たりの分配対象額 (E÷F×10,000)	G	427円 37銭	10,000口当たりの分配対象額 (E÷F×10,000)	G	470円 84銭
10,000口当たりの分配金額	H	5円 00銭	10,000口当たりの分配金額	H	40円 00銭
分配金額（F×H÷10,000）	I	254,748円	分配金額（F×H÷10,000）	I	2,184,481円
第12期（平成24年6月26日から平成24年7月24日まで） 計算期間末における分配対象額22,668,463円(10,000口当たり443円56銭)のうち、255,511円（10,000口当たり5円00銭）を分配金額としております。			第18期（平成24年12月26日から平成25年1月24日まで） 計算期間末における分配対象額25,544,316円(10,000口当たり469円70銭)のうち、2,719,099円（10,000口当たり50円00銭）を分配金額としております。		
項目		金額または口数	項目		金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A	1,080,802円	配当等収益額（費用控除後）	A	2,080,820円
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円	有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円
収益調整金額	C	970,732円	収益調整金額	C	3,489,260円
分配準備積立金額	D	20,616,929円	分配準備積立金額	D	19,974,236円
分配対象額（A+B+C+D）	E	22,668,463円	分配対象額（A+B+C+D）	E	25,544,316円
期末受益権口数	F	511,023,176口	期末受益権口数	F	543,819,987口
10,000口当たりの分配対象額 (E÷F×10,000)	G	443円 56銭	10,000口当たりの分配対象額 (E÷F×10,000)	G	469円 70銭
10,000口当たりの分配金額	H	5円 00銭	10,000口当たりの分配金額	H	50円 00銭
分配金額（F×H÷10,000）	I	255,511円	分配金額（F×H÷10,000）	I	2,719,099円

第13期（平成24年7月25日から平成24年8月24日まで）
 計算期間末における分配対象額23,594,902円(10,000口当たり460円31銭)のうち、256,281円（10,000口当たり5円00銭）を分配金額としております。

項目	金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A 1,108,934円
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B -円
収益調整金額	C 1,105,777円
分配準備積立金額	D 21,380,191円
分配対象額（A+B+C+D）	E 23,594,902円
期末受益権口数	F 512,563,534口
10,000口当たりの分配対象額 （E÷F×10,000）	G 460円 31銭
10,000口当たりの分配金額	H 5円 00銭
分配金額（F×H÷10,000）	I 256,281円

第14期（平成24年8月25日から平成24年9月24日まで）
 計算期間末における分配対象額24,572,388円(10,000口当たり478円72銭)のうち、1,539,841円（10,000口当たり30円00銭）を分配金額としております。

項目	金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A 1,197,850円
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B -円
収益調整金額	C 1,188,059円
分配準備積立金額	D 22,186,479円
分配対象額（A+B+C+D）	E 24,572,388円
期末受益権口数	F 513,280,649口
10,000口当たりの分配対象額 （E÷F×10,000）	G 478円 72銭
10,000口当たりの分配金額	H 30円 00銭
分配金額（F×H÷10,000）	I 1,539,841円

第19期（平成25年1月25日から平成25年2月25日まで）
 計算期間末における分配対象額26,191,150円(10,000口当たり462円70銭)のうち、2,830,170円（10,000口当たり50円00銭）を分配金額としております。

項目	金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A 2,370,952円
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B -円
収益調整金額	C 4,790,819円
分配準備積立金額	D 19,029,379円
分配対象額（A+B+C+D）	E 26,191,150円
期末受益権口数	F 566,034,135口
10,000口当たりの分配対象額 （E÷F×10,000）	G 462円 70銭
10,000口当たりの分配金額	H 50円 00銭
分配金額（F×H÷10,000）	I 2,830,170円

第20期（平成25年2月26日から平成25年3月25日まで）
 計算期間末における分配対象額24,975,421円(10,000口当たり449円73銭)のうち、2,221,318円（10,000口当たり40円00銭）を分配金額としております。

項目	金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A 2,030,735円
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B -円
収益調整金額	C 5,049,064円
分配準備積立金額	D 17,895,622円
分配対象額（A+B+C+D）	E 24,975,421円
期末受益権口数	F 555,329,717口
10,000口当たりの分配対象額 （E÷F×10,000）	G 449円 73銭
10,000口当たりの分配金額	H 40円 00銭
分配金額（F×H÷10,000）	I 2,221,318円

第15期（平成24年9月25日から平成24年10月24日まで）
 計算期間末における分配対象額24,722,555円(10,000口当たり479円36銭)のうち、2,062,935円（10,000口当たり40円00銭）を分配金額としております。

項目	金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A 1,575,878円
有価証券売買等損益額（費用控除後、繰越欠損金補填後）	B -円
収益調整金額	C 1,305,199円
分配準備積立金額	D 21,841,478円
分配対象額（A+B+C+D）	E 24,722,555円
期末受益権口数	F 515,733,940口
10,000口当たりの分配対象額（ $E \div F \times 10,000$ ）	G 479円 36銭
10,000口当たりの分配金額	H 40円 00銭
分配金額（ $F \times H \div 10,000$ ）	I 2,062,935円

第16期（平成24年10月25日から平成24年11月26日まで）
 計算期間末における分配対象額25,761,304円(10,000口当たり483円31銭)のうち、2,665,007円（10,000口当たり50円00銭）を分配金額としております。

項目	金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A 2,287,422円
有価証券売買等損益額（費用控除後、繰越欠損金補填後）	B -円
収益調整金額	C 2,269,847円
分配準備積立金額	D 21,204,035円
分配対象額（A+B+C+D）	E 25,761,304円
期末受益権口数	F 533,001,518口
10,000口当たりの分配対象額（ $E \div F \times 10,000$ ）	G 483円 31銭
10,000口当たりの分配金額	H 50円 00銭
分配金額（ $F \times H \div 10,000$ ）	I 2,665,007円

第21期（平成25年3月26日から平成25年4月24日まで）
 計算期間末における分配対象額25,151,957円(10,000口当たり439円01銭)のうち、1,718,737円（10,000口当たり30円00銭）を分配金額としております。

項目	金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A 1,644,774円
有価証券売買等損益額（費用控除後、繰越欠損金補填後）	B -円
収益調整金額	C 5,964,139円
分配準備積立金額	D 17,543,044円
分配対象額（A+B+C+D）	E 25,151,957円
期末受益権口数	F 572,912,660口
10,000口当たりの分配対象額（ $E \div F \times 10,000$ ）	G 439円 01銭
10,000口当たりの分配金額	H 30円 00銭
分配金額（ $F \times H \div 10,000$ ）	I 1,718,737円

第22期（平成25年4月25日から平成25年5月24日まで）
 計算期間末における分配対象額23,372,362円(10,000口当たり426円00銭)のうち、1,645,902円（10,000口当たり30円00銭）を分配金額としております。

項目	金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A 925,949円
有価証券売買等損益額（費用控除後、繰越欠損金補填後）	B -円
収益調整金額	C 5,929,890円
分配準備積立金額	D 16,516,523円
分配対象額（A+B+C+D）	E 23,372,362円
期末受益権口数	F 548,634,054口
10,000口当たりの分配対象額（ $E \div F \times 10,000$ ）	G 426円 00銭
10,000口当たりの分配金額	H 30円 00銭
分配金額（ $F \times H \div 10,000$ ）	I 1,645,902円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

	第3期特定期間 (自 平成24年5月25日 至 平成24年11月26日)	第4期特定期間 (自 平成24年11月27日 至 平成25年5月24日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(その他の注記)」の「2.有価証券関係」に記載しております。これらは金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(その他の注記)」の「2.有価証券関係」に記載しております。これらは金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては運用部門から独立したリスク管理に関する委員会を設け投資リスクの管理を行っております。信託約款の遵守状況、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等モニターしており、ガイドラインに沿った運用を行っているかにつき定期的なフォロー及びチェックを実施しております。 市場リスクについてはファンド運用状況の継続モニタリングを実施し、各種委員会においてパフォーマンス動向や業種配分等のポートフォリオ特性分析などファンドの運用状況を報告します。 信用リスクについては格付けその他発行体等に関する情報を収集、分析のうえファンドの商品特性に照らして組入れ銘柄の信用リスク管理をしております。 また、流動性リスクについては市場流動性の状況を把握し流動性リスクを管理しております。	委託会社においては運用部門から独立したリスク管理に関する委員会を設け投資リスクの管理を行っております。信託約款の遵守状況、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等モニターしており、ガイドラインに沿った運用を行っているかにつき定期的なフォロー及びチェックを実施しております。 市場リスクについてはファンド運用状況の継続モニタリングを実施し、各種委員会においてパフォーマンス動向や業種配分等のポートフォリオ特性分析などファンドの運用状況を報告します。 信用リスクについては格付けその他発行体等に関する情報を収集、分析のうえファンドの商品特性に照らして組入れ銘柄の信用リスク管理をしております。 また、流動性リスクについては市場流動性の状況を把握し流動性リスクを管理しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

	第3期特定期間 (自 平成24年5月25日 至 平成24年11月26日)	第4期特定期間 (自 平成24年11月27日 至 平成25年5月24日)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	親投資信託受益証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	親投資信託受益証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（関連当事者との取引に関する注記）

第3期特定期間（自 平成24年5月25日 至 平成24年11月26日）

該当事項はございません。

第4期特定期間（自 平成24年11月27日 至 平成25年5月24日）

該当事項はございません。

（その他の注記）

1. 元本の移動

	第3期特定期間 （自 平成24年5月25日 至 平成24年11月26日）	第4期特定期間 （自 平成24年11月27日 至 平成25年5月24日）
期首元本額	519,036,011円	533,001,518円
期中追加設定元本額	30,553,693円	99,842,873円
期中一部解約元本額	16,588,186円	84,210,337円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券

	第3期特定期間 （自 平成24年5月25日 至 平成24年11月26日）	第4期特定期間 （自 平成24年11月27日 至 平成25年5月24日）
種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託 受益証券	3,839,363	△6,416,604
合計	3,839,363	△6,416,604

3. デリバティブ取引関係

第3期特定期間末（平成24年11月26日現在）

該当事項はございません。

第4期特定期間末（平成25年5月24日現在）

該当事項はございません。

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（1）株式（平成25年5月24日現在）

該当事項はございません。

（2）株式以外の有価証券

（平成25年5月24日現在）

種類	銘柄	総口数（口）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	明治安田門戦略債券マザーファンド	505,244,333	537,226,299	
合計		505,244,333	537,226,299	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

（参考）

当ファンドは「明治安田円戦略債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

同親投資信託の状況は次の通りです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

明治安田円戦略債券マザーファンド

（１）貸借対照表

	（平成25年 5月24日現在）
科目	金額（円）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	8,284,138
国債証券	468,237,740
特殊債券	82,226,096
未収利息	3,068,175
前払費用	947,608
流動資産合計	562,763,757
資産合計	562,763,757
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	25,526,251
流動負債合計	25,526,251
負債合計	25,526,251
純資産の部	
元本等	
元本	505,244,333
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	31,993,173
元本等合計	537,237,506
純資産合計	537,237,506
負債純資産合計	562,763,757

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 国債証券、特殊債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 (2) 為替予約取引 個別法に基づき、計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第60条及び第61条に基づいております。
3. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益及び為替予約による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
4. その他	貸借対照表は、ファンドの特定期間末の平成25年5月24日現在であります。 なお、当親投資信託の計算期間は、平成24年5月25日から平成25年5月24日までとなっております。

(その他の注記)

(平成25年5月24日現在)	
1. 元本の移動	
対象期間（自 平成24年11月27日 至 平成25年5月24日）の元本状況	
期首（平成24年11月27日）の元本額	516,770,408円
対象期間中の追加設定元本額	40,656,575円
対象期間中の一部解約元本額	52,182,650円
平成25年5月24日現在の元本額の内訳 ※	
明治安田円戦略債券ファンド（毎月分配型）	505,244,333円
計	505,244,333円
2. 対象期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.0633円
(10,000口当たり純資産額)	(10,633円)

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（３）附属明細表**第１ 有価証券明細表****（１）株式（平成25年５月24日現在）**

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券**（平成25年５月24日現在）**

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券				
日本円	第１０９回利付国債（５年）	47,000,000	46,421,900	
	第１０９回利付国債（５年）	10,000,000	9,877,000	
	第３０８回利付国債１０年	71,000,000	74,291,560	
	第３０８回利付国債１０年	6,000,000	6,278,160	
	第３２８回利付国債１０年	87,000,000	85,106,880	
	第３２８回利付国債１０年	4,000,000	3,912,960	
	第１４３回利付国債２０年	33,000,000	32,631,720	
小計		258,000,000	258,520,180	
米ドル	US TREASURY N/B 4.5%	275,000	316,314.45	
	US TREASURY N/B 8.125%	225,000	319,658.20	
小計		500,000	635,972.65	
			(65,085,441)	
ユーロ	FRANCE O.A.T. 4.25%	500,000	578,500.00	
	FRANCE O.A.T. 4.25%	30,000	34,710.00	
	FRANCE O.A.T. 4.25%	35,000	40,495.00	
	FRANCE O.A.T. 8.5%	275,000	440,418.00	
小計		840,000	1,094,123.00	
			(144,632,119)	
国債証券計			468,237,740	
			(209,717,560)	
特殊債券				
米ドル	EUROPEAN INVT BK 4%	700,000	803,460.00	
小計		700,000	803,460.00	
			(82,226,096)	
特殊証券計			82,226,096	
			(82,226,096)	
合計			550,463,836	
			(291,943,656)	

（注１）通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

（注２）合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

（注３）通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

（注４）有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計額に対する比率
日本円	国債証券４銘柄	48.1%	47.0%
米ドル	国債証券２銘柄	12.1%	11.8%
	特殊債券１銘柄	15.3%	14.9%
ユーロ	国債証券２銘柄	27.0%	26.3%

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

（平成25年5月24日現在）

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	267,497,669	-	293,023,920	△25,526,251
	米ドル	134,377,481	-	148,172,616	△13,795,135
	ユーロ	133,120,188	-	144,851,304	△11,731,116
	合計	-	-	-	△25,526,251

（注）時価の算定方法

為替予約取引

1. 特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 特定期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 特定期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によって評価しております。

- ・特定期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物売買相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートを用いて評価しております。

- ・特定期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いて評価しております。

2. 特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはございません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(平成25年6月28日現在)

I	資産総額	545,734,757 円
II	負債総額	1,975,457 円
III	純資産総額（I－II）	543,759,300 円
IV	発行済数量	548,631,759 口
V	1口当たり純資産額（III／IV）	0.9911 円

(参考) マザーファンドの現況

明治安田円戦略債券マザーファンド

純資産額計算書

(平成25年6月28日現在)

I	資産総額	783,481,046 円
II	負債総額	254,482,312 円
III	純資産総額（I－II）	528,998,734 円
IV	発行済数量	505,244,333 口
V	1口当たり純資産額（III／IV）	1.0470 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換の事務等

該当事項はありません。

委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

したがって、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（2）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（3）受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②前項の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（4）受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（5）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（6）質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

（7）償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

本書提出日現在の資本金の額： 10億円

会社が発行する株式総数： 33,220株

発行済株式総数： 18,887株

＜過去5年間における資本金の額の推移＞
該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構

① 会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、法令、定款に定める事項ならびに本会社の業務執行に関する重要事項を決定するほか、執行役員を選任し、本会社の業務執行を委任します。執行役員は取締役会において決定された基本方針に則り、本会社の業務執行を行います。

② 投資運用の意思決定機構

1. 投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。
2. ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。
3. ファンドの運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、運用企画部が行います。
4. 投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）およびその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成25年6月28日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託は以下の通りです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	132 本	558,777,109,038 円
単位型株式投資信託	2 本	2,873,684,571 円
合計	134 本	561,650,793,609 円

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	7,798,082	7,585,064
前払費用	96,609	80,260
未収入金	1,594	※1 190,980
未収委託者報酬	406,697	487,397
未収運用受託報酬	※1 497,131	※1 141,641
未収投資助言報酬	※1 170,156	※1 197,081
その他	1,757	15,812
流動資産合計	8,972,029	8,698,236
固定資産		
有形固定資産		
建物	※2 120,876	※2 90,863
器具備品	※2 132,336	※2 117,771
有形固定資産合計	253,213	208,635
無形固定資産		
ソフトウェア	22,377	57,810
電話加入権	6,662	6,662
その他	8,170	340
無形固定資産合計	37,210	64,813
投資その他の資産		
長期差入保証金	※1 190,699	97,273
長期前払費用	185	95
投資その他の資産合計	190,884	97,368
固定資産合計	481,307	370,817
資産合計	9,453,336	9,069,054

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	18,168	82,916
未払金	339,611	539,304
未払収益分配金	158	135
未払償還金	7,315	7,315
未払手数料	163,484	198,056
その他未払金	168,652	333,796
未払費用	32,463	30,603
未払法人税等	10,892	7,214
未払消費税等	36,590	-
賞与引当金	104,985	86,215
流動負債合計	542,711	746,254
固定負債		
退職給付引当金	114,893	84,636
資産除去債務	55,470	27,376
固定負債合計	170,363	112,012
負債合計	713,075	858,266
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	660,443	660,443
その他資本剰余金	2,854,339	2,854,339
資本剰余金合計	3,514,783	3,514,783
利益剰余金		
利益準備金	83,040	83,040
その他利益剰余金		
別途積立金	3,092,001	3,092,001
繰越利益剰余金	1,050,436	520,962
利益剰余金合計	4,225,478	3,696,003
株主資本合計	8,740,261	8,210,787
純資産合計	8,740,261	8,210,787
負債・純資産合計	9,453,336	9,069,054

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	3,037,583	2,773,510
受入手数料	25,800	21,027
運用受託報酬	1,970,292	1,564,002
投資助言報酬	332,526	372,192
営業収益合計	5,366,202	4,730,732
営業費用		
支払手数料	1,402,793	1,246,685
広告宣伝費	22,521	17,645
公告費	323	-
調査費	967,154	975,236
調査費	390,141	385,416
委託調査費	577,013	589,820
委託計算費	266,632	287,651
営業雑経費	96,076	90,766
通信費	19,416	17,735
印刷費	66,048	61,830
協会費	6,780	7,902
諸会費	3,346	3,283
営業雑費	484	14
営業費用合計	2,755,501	2,617,985
一般管理費		
給料	1,532,277	1,423,034
役員報酬	70,098	59,208
給料・手当	1,219,741	1,123,919
賞与	242,437	239,907
その他報酬	2,242	-
賞与引当金繰入	104,985	86,215
福利厚生費	246,627	239,485
交際費	1,974	1,049
寄付金	200	200
旅費交通費	32,460	27,549
租税公課	24,888	21,013
不動産賃借料	237,951	209,742
退職給付費用	53,431	27,754
固定資産減価償却費	85,762	81,773
諸経費	149,865	141,550
一般管理費合計	2,472,666	2,259,368
営業利益又は営業損失（△）	138,034	△146,621

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
営業外収益		
受取利息	4,070	3,610
償還金等時効完成分	12	50
保険契約返戻金・配当金	※1 2,275	※1 1,192
貸倒引当金戻入額	15,785	-
雑益	3,513	848
営業外収益合計	25,657	5,702
営業外費用		
為替差損	506	-
賃貸借契約解約損	-	117
雑損	-	1
営業外費用合計	506	119
経常利益又は経常損失（△）	163,185	△141,038
特別利益	-	-
特別損失		
固定資産除却損	※2 611	※2 161,764
合併関連費用	※3 3,400	-
本社移転関連費用	-	※1 88,653
特別退職加算金等	-	130,628
特別損失合計	4,011	381,046
税引前当期純利益又は 税引前当期純損失（△）	159,174	△522,084
法人税、住民税及び事業税	2,290	2,290
法人税等調整額	142,624	-
法人税等合計	144,914	2,290
当期純利益又は当期純損失（△）	14,260	△524,374

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	1,000,000	1,000,000
当期変動額	-	-
当期末残高	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	660,443	660,443
当期変動額	-	-
当期末残高	660,443	660,443
その他資本剰余金		
当期首残高	2,854,339	2,854,339
当期変動額	-	-
当期末残高	2,854,339	2,854,339
資本剰余金合計		
当期首残高	3,514,783	3,514,783
当期変動額	-	-
当期末残高	3,514,783	3,514,783
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	83,040	83,040
当期変動額	-	-
当期末残高	83,040	83,040
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	3,092,001	3,092,001
当期変動額	-	-
当期末残高	3,092,001	3,092,001
繰越利益剰余金		
当期首残高	1,036,176	1,050,436
当期変動額		
剰余金の配当	-	△5,099
当期純利益又は当期純損失（△）	14,260	△524,374
当期変動額合計	14,260	△529,474
当期末残高	1,050,436	520,962
繰越利益剰余金合計		
当期首残高	4,211,217	4,225,478
当期変動額		
剰余金の配当	-	△5,099
当期純利益又は当期純損失（△）	14,260	△524,374
当期変動額合計	14,260	△529,474
当期末残高	4,225,478	3,696,003
株主資本合計		
当期首残高	8,726,001	8,740,261
当期変動額		
剰余金の配当	-	△5,099
当期純利益又は当期純損失（△）	14,260	△524,374
当期変動額合計	14,260	△529,474
当期末残高	8,740,261	8,210,787

重要な会計方針

1. 固定資産の減価償却方法
(1) 有形固定資産
定額法
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 8年～18年
器具備品 3年～20年
(2) 無形固定資産
定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
2. 引当金の計上基準
(1) 賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。
(2) 退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支払に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を、簡便法により計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理方法
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

注記事項

(貸借対照表関係)

※1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
未収入金	-	190,313千円
未収運用受託報酬	8,944千円	5,926千円
未収投資助言報酬	164,758千円	190,120千円
長期差入保証金	190,313千円	-

※2 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
建物	133,261千円	1,052千円
器具備品	327,061千円	222,594千円

(損益計算書関係)

※1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
保険契約返戻金・配当金	2,275千円	1,192千円
本社移転関連費用	-	30,179千円

※2 前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

固定資産除却損の内容は、主に器具備品611千円であります。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

固定資産除却損の内容は、建物107,628千円、器具備品53,722千円、ソフトウェア413千円であります。

※3 前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

合併関連費用は、会社合併に伴う資産運用系システム統合に関する費用を計上しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	18,887株	-	-	18,887株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成24年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	5,099,490円	270円00銭	平成24年3月31日	平成24年6月27日

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	18,887株	-	-	18,887株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成24年6月27日 定時株主総会	普通株式	5,099,490円	270円00銭	平成24年3月31日	平成24年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(リース取引関係)

重要性が乏しいため、財務諸表等規則第8条の6の規定により注記を省略しております。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について財務内容の健全性を損なうことのないよう、主に安全性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品にかかるリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬は、主に当社が運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該営業債権の回収にかかるリスクは僅少であります。また、営業債権である未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されており、投資助言先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、四半期ごとに回収可能性を把握する体制としております。

営業債務である未払手数料、並びにその他未払金は、1年以内の支払期日です。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成24年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	7,798,082	7,798,082	-
(2) 未収入金	1,594	1,594	-
(3) 未収委託者報酬	406,697	406,697	-
(4) 未収運用受託報酬	497,131	497,131	-
(5) 未収投資助言報酬	170,156	170,156	-
(6) 長期差入保証金	190,699	187,683	△3,015
資産計	9,064,361	9,061,345	△3,015
(1) 未払手数料	163,484	163,484	-
(2) その他未払金	168,652	168,652	-
負債計	332,137	332,137	-

当事業年度（平成25年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	7,585,064	7,585,064	-
(2) 未収入金	190,980	190,980	-
(3) 未収委託者報酬	487,397	487,397	-
(4) 未収運用受託報酬	141,641	141,641	-
(5) 未収投資助言報酬	197,081	197,081	-
(6) 長期差入保証金	97,273	84,120	△13,152
資産計	8,699,437	8,686,284	△13,152
(1) 未払手数料	198,056	198,056	-
(2) その他未払金	333,796	333,796	-
負債計	531,852	531,852	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金・預金、(2) 未収入金、(3) 未収委託者報酬、(4) 未収運用受託報酬、(5) 未収投資助言報酬
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期差入保証金

長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成24年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	7,797,986	-	-	-
未収入金	1,594	-	-	-
未収委託者報酬	406,697	-	-	-
未収運用受託報酬	497,131	-	-	-
未収投資助言報酬	170,156	-	-	-
長期差入保証金	-	190,313	-	-
合計	8,873,566	190,313	-	-

当事業年度（平成25年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	7,584,441	-	-	-
未収入金	190,980	-	-	-
未収委託者報酬	487,397	-	-	-
未収運用受託報酬	141,641	-	-	-
未収投資助言報酬	197,081	-	-	-
長期差入保証金	366	-	-	96,907
合計	8,601,907	-	-	96,907

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
(1) 退職給付債務 (千円)	△427,062	△454,392
(2) 年金資産 (千円)	312,169	369,756
(3) 未積立退職給付債務 (1) + (2) (千円)	△114,893	△84,636
(4) 退職給付引当金 (3) (千円)	△114,893	△84,636

3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
退職給付費用 (千円)	53,431	27,754

(注1) 当事業年度においては、上記の退職給付費用以外に特別退職金129,228千円を特別損失に計上しております。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)		当事業年度 (平成25年3月31日)	
繰延税金資産				
税務上の繰越欠損金	448,266	千円	689,786	千円
税務上の繰延資産償却超過額	52,268	"	46,523	"
賞与引当金繰入限度超過額	39,904	"	32,770	"
退職給付引当金繰入限度超過額	42,472	"	31,036	"
その他	38,408	"	24,586	"
繰延税金資産小計	621,320	"	824,703	"
評価性引当額	△616,061	"	△814,989	"
繰延税金資産合計	5,259	"	9,713	"
繰延税金負債				
資産除去費用	△5,259	"	△9,713	"
繰延税金負債合計	△5,259	"	△9,713	"
繰延税金資産の純額	-	"	-	"

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)		当事業年度 (平成25年3月31日)	
法定実効税率	40.69	%	-	
(調整)				
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.50	"	-	
評価性引当額の増減	48.41	"	-	
住民税均等割	1.44	"	-	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	91.04	%	-	

(注) 当事業年度は、税引前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

本社施設の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を主たる資産の耐用年数満了時（15年）としており、割引率は1.314%を適用しております。

なお、当事業年度の本社移転に伴い、使用見込期間を16年から15年に、割引率を0.896%から1.314%にそれぞれ変更しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)		当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	
期首残高	54,977	千円	55,470	千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	"	27,316	"
時の経過による調整額	492	"	515	"
資産除去債務の履行による減少額	-	"	55,925	"
期末残高	55,470	千円	27,376	千円

（持分法損益等）

該当事項はありません。

（賃貸等不動産関係）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

当社の事業は、資産運用サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託 (運用業務)	投資信託 (販売業務)	投資顧問 (投資一任)	投資顧問 (投資助言)	合計
外部顧客への売上高	3,037,583	25,800	1,970,292	332,526	5,366,202

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高
年金積立金管理運用独立行政法人	613,920

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託 (運用業務)	投資信託 (販売業務)	投資顧問 (投資一任)	投資顧問 (投資助言)	合計
外部顧客への売上高	2,773,510	21,027	1,564,002	372,192	4,730,732

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]
該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報]
該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]
該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引
親会社及び法人主要株主等

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区	110,000	生命保険業	(被所有) 直接 92.86%	資産運用サービスの提供、当社投信商品の販売、設備の賃借及び役員の兼任	運用受託報酬	34,961	未収運用受託報酬	8,944
							投資助言報酬	321,882	未収投資助言報酬	164,758
							支払手数料	133,324	未払手数料	41,430
							事務所家賃	232,739	前払家賃	19,655
									長期差入保証金	190,313

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区	210,000	生命保険業	(被所有) 直接 92.86%	資産運用サービスの提供、当社投信商品の販売、設備の賃借及び役員の兼任	運用受託報酬	26,081	未収運用受託報酬	5,926
							投資助言報酬	359,783	未収投資助言報酬	190,120
							支払手数料	162,340	未払手数料	53,501
							事務所家賃	231,510	未収入金	190,313
									その他未払金	99

取引条件ないし取引条件の決定方針等

- ①運用受託報酬および投資助言報酬並びに支払手数料については、契約に基づき決定しております。
②事務所家賃については、近隣の取引情勢に基づいて、契約により所定金額を決定しております。
（注1）上記取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報
明治安田生命保険相互会社（非上場）

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1株当たり純資産額	462,766円00銭	434,732円21銭
1株当たり当期純利益金額または当期純損失金額(△)	755円02銭	△27,763円78銭

- (注) 1. 当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 算定上の基礎は、以下のとおりであります。

1株当たり純資産額

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計額（千円）	8,740,261	8,210,787
普通株式に係る純資産額（千円）	8,740,261	8,210,787
差額の主な内訳	-	-
普通株式の発行済株式数（株）	18,887	18,887
普通株式の自己株式数（株）	-	-
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数（株）	18,887	18,887

1株当たり当期純利益金額

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
当期純利益又は当期純損失（△）（千円）	14,260	△524,374
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失（△）（千円）	14,260	△524,374
普通株式の期中平均株式数（株）	18,887	18,887

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要となります。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】**1【名称、資本金の額及び事業の内容】****(1)受託会社**

(平成25年3月末現在)

①名称	②資本金の額 (百万円)	③事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

(平成25年3月末現在)

①名称	②資本金の額 (百万円)	③事業の内容
株式会社SBI証券 楽天証券株式会社	47,937 7,495	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
明治安田生命保険相互会社	620,000※	保険業法に基づき生命保険業を営んでいます。

※明治安田生命保険相互会社の資本金の額は「基金」および「基金償却積立金」の合計額です。

※明治安田生命保険相互会社は、平成23年5月25日以降、新規販売は行わず、換金のみ受け付けます。分配金再投資コースの場合の分配金再投資は行われます。

2【関係業務の概要】**(1)受託会社**

受託銀行として、ファンドの信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡、その他付随する業務等を行います。

(2)販売会社

販売会社として、募集・販売の取扱い、受益者に対する運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

3【資本関係】**(1)受託会社**

該当事項はありません。

(2)販売会社

販売会社である明治安田生命保険相互会社は、委託会社の株主であり、その保有株は17,539株（持株比率92.86%）です。

(参考情報：再信託受託会社の概要)

1. 名称、資本金の額及び事業の内容

(平成25年3月末現在)

①名称	②資本金の額 (百万円)	③事業の内容
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	10,000	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

2. 関係業務の概要

受託会社との信託契約（再信託契約）に基づき、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理）を委託され、その事務を行うことがあります。

3. 資本関係

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当特定期間において、ファンドの書類は以下の通り提出されております。

平成24年11月30日	臨時報告書
平成24年12月27日	臨時報告書
平成25年 1 月30日	臨時報告書
平成25年 2 月25日	有価証券報告書
平成25年 2 月25日	有価証券届出書
平成25年 2 月28日	臨時報告書
平成25年 3 月29日	臨時報告書
平成25年 4 月30日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成25年7月19日

明治安田アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 蒲谷 剛史 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 雅人 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている明治安田円戦略債券ファンド（毎月分配型）の平成24年11月27日から平成25年5月24日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田円戦略債券ファンド（毎月分配型）の平成25年5月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年6月26日

明治安田アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 壁 谷 恵 嗣 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 辻 前 正 紀 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられている明治安田アセットマネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田アセットマネジメント株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。